

(介 122)

令和元年 11 月 14 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤 和彦

令和元年台風第 19 号による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における  
取扱いについて（その 10）

令和元年台風第 19 号で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いにつきましては、  
本年 11 月 7 日付（介 120）等にてご連絡させていただきましたが、利用料の支払い猶予等を  
実施する市町村の情報が更新されましたので、更新された利用者向けリーフレットと併せ、  
情報提供申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、都市区医師会及び会員へ  
ご周知賜りたくよろしくお願い申し上げます。

（添付資料）

- ・令和元年台風第 19 号による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて（その 10）（各都道府県介護保険担当主管部（局）宛）  
(令元. 11. 13 事務連絡 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課)
- ・令和元年台風第 19 号で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて（リーフレット）  
(岩手県保健福祉部、宮城県保健福祉部、福島県保健福祉部、茨城県保健福祉部、栃木県保健福祉部、群馬県健康福祉部、埼玉県福祉部、千葉県健康福祉部、東京都福祉保健局、神奈川県保健福祉局、新潟県福祉保健部、山梨県福祉保健部、長野県健康福祉部、静岡県健康福祉部 宛)  
(令元. 11. 13 事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課)



事務連絡  
令和元年11月13日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
介護保険計画課  
高齢者支援課  
振興課  
老人保健課

令和元年台風第19号による被災者に係る利用料等の  
介護サービス事業所等における取扱いについて（その10）

令和元年台風第19号による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、介護サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

（令和元年11月6日付け事務連絡から、下線部及び別紙を更新）

記

1に掲げる者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第20条第1項、第48条第1項、第66条第1項、第78条第1項、第87条第1項、第96条第1項、第127条第1項、第140条の6第1項、第145条第1項、第155条の5第1項、第182条第1項、第197条第1項及び第212条第1項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第50条第1項、第69条第1項、第81条第1項、第90条第1項、第118条の2第1項、第135条第1項、第155条第1項、第190条第1項、第206条第1項、第238条第1項、第269条第1項並びに第286条第1項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第3条の19第1項、第24条第1項、第71条第1項、第96条第1項、第117条第1項、

第 136 条第 1 項及び第 161 条第 1 項、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 22 条第 1 項、第 52 条第 1 項及び第 76 条第 1 項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 1 項及び第 41 条第 1 項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 14 条第 1 項及び第 46 条第 1 項並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 6 の規定に基づき市町村が定める基準の規定により利用料の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

また、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 5 項及び第 115 条の 47 第 8 項に規定する利用料については、その具体的な事項を市町村において要綱等により定めることとしているが、これらについても、市町村において要綱等を改正することで、1 に掲げる者について 2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、介護保険施設等における食費・居住費については、自己負担分の支払いを受ける必要がある。

## 1 対象者の要件

（1）及び（2）のいずれにも該当する者であること。

- （1） 令和元年台風第 19 号に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち、令和元年 11 月 13 日午後 0 時時点で当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村（別紙）の介護保険法第 9 条の被保険者であること。
- （2） 令和元年台風第 19 号により、次のいずれかの申し立てをした者であること。
  - ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
  - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

## 2 取扱いの期間

令和2年1月末までの介護サービス分

## 3 介護サービス事業所等における確認及び介護報酬の請求等について

- (1) 上記 1 (2) の申し立てを行った者については、被保険者証等により、  
保険者が 1 (1) の市町村であることを確認するとともに、当該者の 1 (2)  
の申し立ての内容を利用者に関する書類に簡潔に記録しておくこと。  
ただし、被保険者証等が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日  
等を利用者に関する書類に記載しておくこと。
- (2) 本事務連絡に基づき猶与した場合は、利用料を含めて 10 割を審査支払  
機関等へ請求すること。  
また、請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定であるこ  
と。

別紙

猶予実施市町村

(令和元年 11 月 13 日午後 0 時時点)

(下線部が更新部分)

	都道府県	市町村
1	岩手県	宮古市
2		大船渡市
3		陸前高田市
4		釜石市
5		大槌町
6		山田町
7		田野畠村
8		久慈市
9		岩泉町
10		普代村
11		野田村
12		洋野町
13	宮城県	仙台市
14		石巻市
15		塩竈市
16		気仙沼市
17		白石市
18		名取市
19		角田市
20		多賀城市
21		岩沼市
22		登米市

23		栗原市
24		東松島市
25		大崎市
26		富谷市
27		蔵王町
28		七ヶ宿町
29		大河原町
30		村田町
31		柴田町
32		川崎町
33		丸森町
34		亘理町
35		山元町
36		松島町
37		七ヶ浜町
38		利府町
39		大和町
40		大郷町
41		大衡村
42		色麻町
43		加美町
44		涌谷町
45		美里町
46		女川町
47		南三陸町
48	福島県	福島市
49		会津若松市
50		郡山市

51	いわき市
52	白河市
53	須賀川市
54	喜多方市
55	相馬市
56	二本松市
57	田村市
58	南相馬市
59	伊達市
60	本宮市
61	桑折町
62	国見町
63	川俣町
64	大玉村
65	鏡石町
66	天栄村
67	檜枝岐村
68	只見町
69	猪苗代町
70	会津美里町
71	西郷村
72	泉崎村
73	中島村
74	矢吹町
75	棚倉町
76	矢祭町
77	塙町
78	鮫川村

79	茨城県	石川町
80		玉川村
81		平田村
82		浅川町
83		古殿町
84		三春町
85		小野町
86		楓葉町
87		富岡町
88		川内村
89		大熊町
90		双葉町
91		浪江町
92		葛尾村
93		新地町
94		飯館村
95	茨城県	水戸市
96		日立市
97		土浦市
98		石岡市
99		結城市
100		常陸太田市
101		高萩市
102		北茨城市
103		茨城町
104		大洗町
105		那珂市
106		常陸大宮市

107	栃木県	大子町
108		神栖市
109		八千代町
110		守谷市
111		つくば市
112		ひたちなか市
113		城里町
114		筑西市
115		桜川市
116		笠間市
117	栃木県	宇都宮市
118		足利市
119		栃木市
120		佐野市
121		鹿沼市
122		日光市
123		大田原市
124		矢板市
125		那須塩原市
126		さくら市
127		塩谷町
128		那須町
129		那珂川町
130		那須烏山市
131		小山市
132		下野市
133		上三川町
134		茂木町

135		壬生町
136		前橋市
137		高崎市
138		桐生市
139		<b><u>伊勢崎市</u></b>
140		太田市
141		館林市
142		藤岡市
143		富岡市
144		安中市
145	群馬県	<b><u>榛東村</u></b>
146		神流町
147		<b><u>上野村</u></b>
148		南牧村
149		嬬恋村
150		高山村
151		千代田町
152		大泉町
153		邑楽町
154		みなかみ町
155	埼玉県	さいたま市
156		川越市
157		熊谷市
158		川口市
159		秩父市
160		所沢市
161		飯能市
162		本庄市

163	東松山市
164	狭山市
165	深谷市
166	上尾市
167	<b>越谷市</b>
168	戸田市
169	入間市
170	朝霞市
171	志木市
172	和光市
173	新座市
174	桶川市
175	富士見市
176	坂戸市
177	鶴ヶ島市
178	日高市
179	ふじみ野市
180	嵐山町
181	小川町
182	川島町
183	吉見町
184	ときがわ町
185	横瀬町
186	皆野町
187	小鹿野町
188	美里町
189	神川町
190	寄居町

191	千葉県	行田市
192		春日部市
193		長瀬町
194		上里町
195	東京都	千葉市
		中央区
		花見川区
		稻毛区
		若葉区
		緑区
196		<b><u>銚子市</u></b>
197		館山市
198		鴨川市
199		富里市
200		南房総市
201		山武市
202		大綱白里市
203		栄町
204		多古町
205		<b><u>九十九里町</u></b>
206		横芝光町
207		睦沢町
208		鋸南町
209	東京都	墨田区
210		大田区
211		世田谷区
212		北区
213		板橋区

214		練馬区
215		八王子市
216		立川市
217		青梅市
218		府中市
219		昭島市
220		調布市
221		町田市
222		日野市
223		福生市
224		狛江市
225		羽村市
226		あきる野市
227		瑞穂町
228		日の出町
229		檜原村
230		奥多摩町
231	神奈川県	川崎市
232		相模原市
233		平塚市
234		小田原市
235		茅ヶ崎市
236		秦野市
237		厚木市
238		伊勢原市
239		海老名市
240		座間市
241		南足柄市

242		寒川町
243		大井町
244		松田町
245		山北町
246		箱根町
247		湯河原町
248		愛川町
249		清川村
250	新潟県	上越市
251	山梨県	富士吉田市
252		都留市
253		山梨市
254		大月市
255		韋崎市
256		南アルプス市
257		北杜市
258		笛吹市
259		上野原市
260		甲州市
261		市川三郷町
262		早川町
263		身延町
264		南部町
265		富士川町
266		道志村
267		鳴沢村
268		富士河口湖町
269		小菅村

270		丹波山村
271		長野市
272		松本市
273		上田市
274		岡谷市
275		諏訪市
276		須坂市
277		小諸市
278		伊那市
279		中野市
280		飯山市
281		茅野市
282		塩尻市
283		佐久市
284	長野県	千曲市
285		東御市
286		安曇野市
287		小海町
288		南相木村
289		北相木村
290		佐久穂町
291		軽井沢町
292		御代田町
293		立科町
294		青木村
295		長和町
296		富士見町
297		原村

298		辰野町
299		麻績村
300		生坂村
301		坂城町
302		小布施町
303		高山村
304		飯綱町
305		木島平村
306	静岡県	伊豆の国市
307		函南町



事務連絡  
令和元年 11月 13日

岩手県保健福祉部  
宮城県保健福祉部  
福島県保健福祉部  
茨城県保健福祉部  
栃木県保健福祉部  
群馬県健康福祉部  
埼玉県福祉部  
千葉県健康福祉部  
東京都福祉保健局  
神奈川県保健福祉局  
新潟県福祉保健部  
山梨県福祉保健部  
長野県健康福祉部  
静岡県健康福祉部

御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和元年台風第19号で被災した被保険者に係る利用料の  
負担等の取扱いについて（リーフレット）

令和元年台風第19号による災害発生に関し、「令和元年台風第19号で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて」（平成元年10月18日、10月21日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）により、市町村における利用料の取扱いをお示ししているところですが、今般、別添のとおり、利用者の方々へのリーフレットを作成しましたので、本リーフレットを市町村の窓口で配布、掲示する等の方法により、本リーフレットをご活用いただき、管内市町村や介護サービス事業所等に広く周知いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

対象保険者は、令和元年台風第19号に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村のうち、令和元年11月13日午後0時時点で当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村です。

# 令和元年台風第19号の被災者の皆様へ 保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要**となります。

**（令和2年1月末まで）**

住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方

罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。

主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負わされた方

主たる生計維持者の行方が不明である方

主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方

主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

## 対象保険者

### [岩手県]

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畠村、普代村、野田村、洋野町、岩手県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

### ( )国保のみ

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

この免除を受けるには、上記の～のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われことがあります。

上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはできません。

なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

**この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

# 令和元年台風第19号の被災者の皆様へ 保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要**となります。

**（令和2年1月末まで）**

住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方

罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。

主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負わされた方

主たる生計維持者の行方が不明である方

主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方

主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

## 対象保険者

### [宮城県]

仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町、宮城県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

この免除を受けるには、上記の～のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われことがあります。

上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

**この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

# 令和元年台風第19号の被災者の皆様へ 保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。
- （令和2年1月末まで）**

住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方  
罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。

主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負わされた方

主たる生計維持者の行方が不明である方

主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方

主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

## 対象保険者

### [福島県]

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、檜枝岐村、只見町、猪苗代町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村、福島県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

この免除を受けるには、上記の～のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われことがあります。

上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

**この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

# 令和元年台風第19号の被災者の皆様へ 保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要**となります。

**（令和2年1月末まで）**

住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方

罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。

主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負わされた方

主たる生計維持者の行方が不明である方

主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方

主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

## 対象保険者

[茨城県]

水戸市、日立市、土浦市、古河市( )、石岡市、結城市、下妻市( )、常陸太田市、高萩市、北茨城市、茨城町、那珂市、常陸大宮市、大子町、神栖市、八千代町( )、守谷市、つくば市、ひたちなか市、城里町、筑西市( )、桜川市、鉾田市( )、笠間市、茨城県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

( )国保のみ

( )介護保険のみ

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

この免除を受けるには、上記の～のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われことがあります。

上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはできません。

なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

**この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

# 令和元年台風第19号の被災者の皆様へ 保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要**となります。

**（令和2年1月末まで）**

住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方

罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。

主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負わされた方

主たる生計維持者の行方が不明である方

主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方

主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

## 対象保険者

[栃木県]

宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、塩谷町、那須町、那珂川町、那須烏山市、小山市、下野市、上三川町、茂木町、市貝町（ ）、壬生町、栃木県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（ ）国保のみ

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

この免除を受けるには、上記の～のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われことがあります。

上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはできません。

なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

**この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

# 令和元年台風第19号の被災者の皆様へ 保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要**となります。

**（令和2年1月末まで）**

住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方

罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。

主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負わされた方

主たる生計維持者の行方が不明である方

主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方

主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

## 対象保険者

### [群馬県]

前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、富岡市、安中市、榛東村、神流町、上野村、下仁田町（）、南牧村、甘楽町（）、嬬恋村、高山村、千代田町、大泉町、邑楽町、みなかみ町、みどり市（）、群馬県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

### （）国保のみ

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

この免除を受けるには、上記の～のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われことがあります。

上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

**上記以外の保険者**については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

**この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

# 令和元年台風第19号の被災者の皆様へ 保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要**となります。
- (令和2年1月末まで)**

住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方

罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。

主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負わされた方

主たる生計維持者の行方が不明である方

主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方

主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

## 対象保険者

### [埼玉県]

さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、上尾市、越谷市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、美里町、神川町、上里町、寄居町、  
埼玉県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

この免除を受けるには、上記の～のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

**この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

# 令和元年台風第19号の被災者の皆様へ 保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要**となります。

**（令和2年1月末まで）**

住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方

罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。

主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負わされた方

主たる生計維持者の行方が不明である方

主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方

主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

## 対象保険者

### [千葉県]

千葉市(中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区)、銚子市、館山市、東金市( )、旭市( )、市原市( )、鴨川市、富里市、南房総市、山武市、大網白里市、酒々井町( )、栄町、多古町、九十九里町、横芝光町、睦沢町、鋸南町、千葉県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

### ( )国保のみ

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

この免除を受けるには、上記の～のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われことがあります。

上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

**この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

# 令和元年台風第19号の被災者の皆様へ 保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市区町村の住民の方で、適用市区町村の国民健康保険・介護保険、適用市区町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。**

**（令和2年1月末まで）**

住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方

罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。

主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負わされた方

主たる生計維持者の行方が不明である方

主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方

主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

## 対象保険者

### [東京都]

墨田区、大田区、世田谷区、北区、板橋区、練馬区、八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、日野市、福生市、狛江市、多摩市（）、稻城市（）、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、東京都後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

### （）国保のみ

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

この免除を受けるには、上記の～のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

**この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

# 令和元年台風第19号の被災者の皆様へ 保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要**となります。
- (令和2年1月末まで)**

住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方

罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。

主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負わされた方

主たる生計維持者の行方が不明である方

主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方

主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

## 対象保険者

[神奈川県]

川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、寒川町、大井町、松田町、山北町、箱根町、湯河原町、愛川町、清川村、神奈川県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

この免除を受けるには、上記の～のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われことがあります。

上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

**この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

# 令和元年台風第19号の被災者の皆様へ 保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要**となります。  
**（令和2年1月末まで）**

住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方

罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。

主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負わされた方

主たる生計維持者の行方が不明である方

主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方

主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

## 対象保険者

[新潟県]

上越市、新潟県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

この免除を受けるには、上記の～のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはできません。

なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

**この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

# 令和元年台風第19号の被災者の皆様へ 保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要**となります。

**（令和2年1月末まで）**

住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方

罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。

主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負わされた方

主たる生計維持者の行方が不明である方

主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方

主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

## 対象保険者

### [山梨県]

富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、道志村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村、山梨県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

この免除を受けるには、上記の～のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われことがあります。

上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

**この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

# 令和元年台風第19号の被災者の皆様へ 保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます



令和元年11月6日12時時点

- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。**

**(令和2年1月末まで)**

住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方

罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。

主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方

主たる生計維持者の行方が不明である方

主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方

主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

## 対象保険者

### [長野県]

長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村（）、南牧村（）、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、富士見町、原村、辰野町、麻績村、生坂村、坂城町、

小布施町、高山村、木島平村（☆）、飯綱町、栄村（）、長野県後期高齢者医療広域連合、

全国健康保険協会

（）国保のみ（）介護保険のみ

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

（下諏訪町は災害救助法適用市町村ではありませんが、国民健康保険の窓口負担や介護保険の利用料の免除を行っています。詳細は下諏訪町にお問い合わせください。）

この免除を受けるには、上記の～のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われことがあります。

上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはあります。

なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

**この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

# 令和元年台風第19号の被災者の皆様へ 保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要**となります。  
**(令和2年1月末まで)**

住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方

罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。

主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負わされた方

主たる生計維持者の行方が不明である方

主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方

主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

## 対象保険者

[静岡県]

伊豆の国市、函南町、静岡県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

この免除を受けるには、上記の～のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

**この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**